

指導の方法

週に1～4時間程度、拠点校から訪問指導の教員が来て、個別または小集団での指導を行います。
 なお、特別支援教室は区内の全公立小・中学校と義務教育学校に設置されており、原則自分の在籍する学校で指導を受けることができます。



拠点校グループ（小学校・義務教育学校前期課程）



拠点校グループ（中学校・義務教育学校後期課程）



※ () 内は各校における特別支援教室の名称。

【リーフレット発行元】

品川区教育委員会 教育総合支援センター 特別支援教育担当 (平日9～17時)
 〒141-0031 品川区西五反田6-5-1 教育文化会館4階
 電話 5740-8202 FAX 3490-2007

令和7年度版

特別支援教室のご案内



▲特別支援教室の学習室

早期発見・早期支援が重要！

発達障害は、外見から困難さが見えにくいため、「怠けている」「反抗的である」など誤解を受けることがあります。また、本人や保護者も学習上・生活上の困難が障害に起因していると気付きにくいため、必要な指導や支援につながらない場合があります。早期に発見し、適切な指導・支援を行うことで、円滑な就学や在籍学級での充実した生活につなげることができます。



特別支援教室の概要

目的

児童・生徒の学習上または生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間を在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送れるようになることです。

対象となる児童・生徒

通常の学級に在籍し、**知的障害がなく**下記の発達障害等があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒が対象です。

自閉症 (ASD)	情緒障害	学習障害 (LD)	注意欠陥多動性障害 (ADHD)
円滑な人間関係ができない、周囲の人が考えていることの推測が苦手等の発達の偏りが見られ、一部特別な指導を必要とする児童・生徒	主として心理的な要因による選択性かん黙(※)等があるもので、一部特別な指導を必要とする児童・生徒	聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒	年齢あるいは発達に釣り合いのない不注意や衝動性、多動性の状態等があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

※選択性かん黙とは、心理的な要因により、特定の状況(例えば、家族や慣れた人以外の他者に対して、あるいは家庭の外など)で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態を言います。

指導内容

一人ひとりの障害の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定して、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導(自立活動)を行います。

なお、教科の予習・補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

【指導内容の例】

- ・対人関係を築くことが苦手な児童・生徒に対し、少人数のグループで他者との距離の取り方や、話しかけるタイミングなどを体験的に学ぶことで、コミュニケーションスキルを伸ばします。
- ・聞くこと、見ることが苦手な児童・生徒に対し、様々な認知機能トレーニングを通じて、学習に必要な認知機能や集中力を高めます。
- ・集中の持続が難しい児童・生徒に対し、タイマー等を使用し活動時間の見通しをもたせることで、活動への集中した取り組みを促します。

手続き

利用を検討される場合、就学前の方は、就学相談にお申込みください。

入学後は、在籍している学校にご相談ください。

児童・生徒の状況を把握し、支援の必要性や在籍学級での課題等を踏まえ、品川区教育委員会の就学相談または利用相談会において利用の可否を決定します。

なお、知的に遅れがない児童・生徒が対象のため、知能検査(WISC検査)結果の提出が必要です。

原則の指導期間

特別支援教室の「原則の指導期間」は、1年間です。

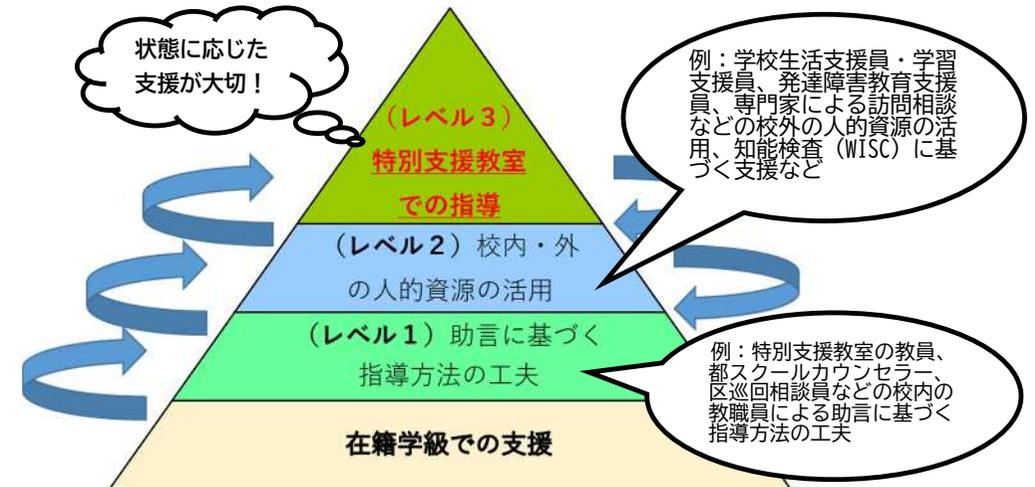
4月利用開始の場合は1年間の利用、年度途中の利用開始の場合は次年度末までの利用となります。目標を達成して退室しても、再度児童・生徒が学習上または生活上の困難さを感じる場合があります。その場合は、入室の手続きを簡略化して、随時指導を受けることができます(再入室)。

退室後6ヶ月以上経過した場合は、正式な入室手続きが必要です。

支援の段階

特別な支援や配慮が必要となる可能性がある児童・生徒への支援については、お子さんの状況に応じて在籍校の校内委員会等で支援段階(レベル)を検討します。

初めにレベル1の支援を行い、それにより児童・生徒の困難の改善が難しい場合はレベル2の支援へ移行し、それでもなお改善が見られない場合には、特別支援教室の利用の可否について検討します。



※学校生活支援員・学習支援員の配置…学校の要望に応じて、安全確保や身辺介助を行う学校生活支援員と、発達障害により学習参加に困難がある児童・生徒の支援を行う学習支援員(中学校・義務教育学校後期課程)を配置しています。

※発達障害教育支援員の配置…発達障害のある児童の学習支援や安全管理を行う発達障害教育支援員を区立全小学校・義務教育学校前期課程に配置しています。

※専門家による訪問相談…学校の要請により、医師や臨床心理士等の専門家が児童・生徒の実態観察を行い、当該児童・生徒の学習面や生活面での支援について助言する事業を行っています。

入室時期

特別支援教室は、学期ごとに目標設定・振り返りを行いながら指導を実施する3期制(1学期:4~8月、2学期:9~12月、3学期:1~3月)を導入しています。4月から利用する場合は前年の11月(次年度新7年生が継続して利用する場合は9月)、9月から利用する場合は5月、1月から利用する場合は9月にそれぞれ利用相談会の申込を受付けます。新1・7年生で就学相談を受けており特別支援教室の判断が出ている場合は、1年間は随時の申込により入室が可能です。